

予算の提案に際し、市長から所信と施策の概要について説明がありました。その中で市長は、平成十四年度は、当面の行政課題に対応するため、財政調整基金をはじめとする基金の活用や、将来の財政負担に配慮しつつ市債の活用、特に十三年度から三カ年の时限措置である「臨時財政対策債」の活用を図る一方、事務事業の見直しや人件費などの経常的経費の節減に一層努めるとした。そして、引き続き厳しい財政状況にある中で、市民サービスの維持・向上に可能な限り努めるとともに、「少子高齢化対策の推進」「環境の保全」「都市機能の充実」の三つの柱を中心とした施策、事業の推進を図つてまいりました。

## 平成14年度予算の概要

準備○国際交流の支援○新たな都市交流の推進

【歴史を継承し、文化を創造するまち】

○世界遺産登録に向けた遺構調査の実施○国指定史跡

永福寺跡環境整備事業の実施○史跡の公有化○(仮称)文化マスター・プランの策定○(仮称)川喜多記念館建設

に向けた調査事業等の推進○旧華頂宮邸の保存と活用

【都市環境を保全・創造するまち】

○常盤山の保全(緑地の買い入れ)○緑地保全基金へ

### 【人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち】

○平和推進事業、人権施策の推進○女性センター(アンサンブル)運営○ジエンダーフリー・ネットワーク推進のための

### 【活力ある暮らしやすいまち】

○各種文書の電子化や標準化の推進○住民基本台帳不<sup>レ</sup>トワーカシスシステムの構築○商店街活性化支援事業(商店街催事事業助成、街路灯の整備)○腰越漁港改修に向けた調査○勤労者福祉事業の公益法人化

(以下、表は予算総括表、一般会計の目的別内訳及び財源内訳)

の積み立て○緑地保全を目的とした公園事業の推進○理広域化基本計画の推進○焼却残さの全量溶融固化処理の推進○低公害車の導入○雨水利用の推進○良好な眺望景観の誘導○景観づくりへの意識の普及・啓発

### 【健やかで豊かな暮らせるまち】

○子育て関係窓口などの整備○子育て支援センターの設立○小児医療費助成制度の充実○食生活改善推進員養成講座の開催○精神障害者地域生活支援センターの設立○障害児者ホームヘルプサービスの充実○福祉タクシー券・自動車燃料券の交付(選択制)○外出支援サービス事業の実施○介護老人保健施設などの整備○デイサービスセンターの整備○グループホームの整備○生活支援型ホームヘルプサービスの実施○配食サービス事業の運営○高齢者活動サービス事業の充実○生涯学習プラットフォームの運用○図書館の開設○生涯学習ネットワークシステムの運用○図書館・子どもの家の運営○温水プールの整備

### 一般会計の目的別内訳

区分	平成14年度当初予算額	
	金額	構成比
議会費	456,219	0.8
総務費	7,403,246	13.9
民生費	11,182,500	21.0
衛生費	7,549,041	14.2
労働費	504,210	0.9
農林水産業費	108,154	0.2
商工費	464,446	0.9
観光費	207,931	0.4
土木費	10,828,414	20.3
消防費	2,855,568	5.4
教育費	6,129,576	11.5
公債費	4,508,695	8.5
諸支出金	1,000,000	1.9
予備費	50,000	0.1
合計	53,248,000	100.0

### 一般会計の財源内訳

区分	平成14年度当初予算額	
	金額	構成比
市税	34,460,000	64.7
分担金及び負担金	382,580	0.7
使用料及び手数料	877,886	1.6
財産収入	43,375	0.1
寄附金	157,498	0.3
繰入金	2,115,543	4.0
繰越金	600,000	1.1
諸収入	1,914,097	3.6
計	40,550,979	76.1
地方譲与税	300,000	0.6
利子割交付金	380,000	0.7
地方消費税交付金	1,400,000	2.6
ゴルフ場利用税交付金	36,000	0.1
自動車取得税交付金	450,000	0.8
地方特例交付金	1,600,000	3.0
地方交付税	30,000	0.1
交通安全対策特別交付金	30,000	0.1
国庫支出金	3,245,300	6.1
県支出金	1,776,821	3.3
市債	3,448,900	6.5
計	12,697,021	23.9
合計	53,248,000	100.0

## 条例の一部改正

### 勤労福祉会館の複合化など

今定例会に市長から予算に関する議案として、条例の一部を改正するための議案六件が提出されました。

議会では審議の結果、鎌倉市勤労福祉会館の設置及び管理条例に関する条例の改正議案を多数の賛成により、その他の議案については総員の賛成により可決しました。

主な議案の内容は、次のとおりです。

◎鎌倉市勤労福祉会館の設置及び管理条例

本条例の題名を鎌倉市勤労福祉会館条例に改めるとともに、施設の複合化による有効活用を図るため、現在の第一会議室をアミリーサポートセンターに、第二集会室を子育て支援センター(大船子育て支援センター)に、第三会議室を市の執務室等に移行することに伴い、会議室等の廃止と名称を変更するものです。

◎鎌倉市特別会計条例

鎌倉市勤労者福祉共済事業を公益法人に事業承継することに伴い、鎌倉市勤労者福祉共済条例並びに鎌倉市勤労者福利資金運用基金条例に改めるものです。

◎鎌倉市心身障害者の医療費助成に関する条例

老人保健法の対象となる心身障害者への医療費助成について、現行の医療機関等で本人が立て替えて支払う方法で行っているものを、対象者の負担軽減を図るため、受診証を交付することにより、立て替えて支払なしで受診できるよう助成方法を改めるとともに、その他の規定の整備をするものです。

◎鎌倉市心身障害者の医療費助成に関する条例

近年の経済情勢の変化に伴い、公園施設の設置・管理に係る使用料及び露店等の出店等の行為の許可に係る使用料を改定するものです。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の対象となる子の年齢が現行の一歳未満から三歳未満に引き上げられることに伴い、育児休業をすることができない職員の範囲、再度の育児休業をすることができる事情及び育児休業の承認の取消事由等の規定の整備をするものです。

◎鎌倉市都市公園条例

近年の経済情勢の変化に伴い、公園施設の設置・管理に係る使用料及び露店等の出店等の行為の許可に係る使用料を改定するものです。